

建福共第 8-74 号

令和 8 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂 木 繁



『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』実施について(お願い)

平素より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として建設共済保険の一層の普及を図るため、10月1日から11月30日までの2ヶ月間を建設共済保険加入促進月間とし、各種PR活動を強化して参ります。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止など労働災害の発生を起因として企業が負担する諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度であり、併せて実施している「育英奨学事業」からは、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も給付されます。

また、本年4月より保険金区分「6,000万円」、「7,000万円」を新設したことで増額する契約者が大幅に増加していますが、毎年の保険事業の決算（経常収支）における剰余金を原資とした「契約者割戻金制度」（令和7年度分実績：契約者割戻率 30.88%）において令和7年度の支払いが行われる9月から10月までを「割戻金活用増額促進月間」に設定してさらに弾みをつけたいと考えております。

一般助成や特別助成の要件の改正も予定している折りから、今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、貴協会会員の加入率の引き上げ等を目指すとともに、既にご加入いただいている契約者はもとより、未加入の会員企業に対しましても保険金区分の「1,000万円プラス運動2.0」を提唱しながら「さらに新しくなった建設共済保険の10のポイント」に基づいて加入促進活動を展開して参りたいと存じます。

つきましては、この加入促進月間の実施に当たり、各都道府県建設業協会の格別のご協力が得られますよう特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

安心を、未来への希望に。

令和8年4月より
保険金区分新設

7,000万円
6,000万円

契約期間の途中からでも
増額可能

契約者
割戻金制度により
掛金負担が軽減
令和7年度割戻率
30.88%

経営事項審査
において
15点の加点
になります

令和8年 加入促進月間
10月1日→11月30日

法定外労災補償制度 諸費用補償 (企業防衛) **建設共済保険**

さらに新しくなった!
建設共済保険制度の
**10の
ポイント!**

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室 導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

Q 検索



詳しくはホームページをご覧ください
正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階

■取扱機関：各都道府県建設業協会